

国際関連情報 IASB 情報

# IASB の動向 (2012年8月～2012年10月)

かきぐち ゆうじ  
専門研究員 埼口 友二

## I. 基準等の公表

IASB が「投資企業」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の修正) を公表 (2012 年 10 月 31 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、「投資企業」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の修正) を公表した。

本修正は、投資企業として適格である特定の種類の企業に適用される。IASB は「投資企業」という用語を、その事業目的が資本増価からのリターン、投資収益又はその両方のためだけに資金を投資することである企業を指すために使用している。また、投資企業は、投資の成果を公正価値ベースで評価していなければならない。こうした企業には、プライベート・エクイティ組織、ベンチャー・キャピタル組織、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド及びその他の投資ファンドが含まれる。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では、報告企業は、支配しているすべての投資先 (すなわち、すべての子会社) を連結することが求められていた。これに対し、財務諸表の作成者及び利用者は、投資企業が子会社を連結することは投資家に有用な情報をもたらさない、むしろ子会社を含めてすべての投資を公正価値で報告す

る方が有用で目的適合性のある情報を提供する、と指摘した。

このような指摘に対応して、「投資企業」の修正は、IFRS 第 10 号における連結に関する要求事項に対する例外を設け、特定の子会社を連結せずに純損益を通じて公正価値で測定することを投資企業に要求している。また、この修正は、投資企業に対する開示要求も規定している。

本修正は、2014 年 1 月 1 日から発効し、早期適用が認められる。これは IFRS 第 10 号の発効日である 2013 年 1 月 1 日の 1 年後であるが、IASB は、投資企業が IFRS 第 10 号の残りの部分の適用開始と同時に「投資企業」の修正を適用できるようにするために、早期適用を認めた。

## II. 公開草案等の公表

### 1. 近く公表予定の一般ヘッジ会計に関する IFRS の文案 (2012 年 9 月 7 日)

IASB は、近く公表予定の一般ヘッジ会計に関する国際財務報告基準 (IFRS) の文案をウェブサイトに掲載した。IFRS 第 9 号「金融商品」への追加となるものである。

IASB は、この文案へのコメントは募集せ

ず、関係者がこの文書をよく理解できるようにするための情報目的で公開した。文案は2012年12月初めまでウェブサイトに掲載された。その後にIASBは文案の確定に進む予定である。

## 2. 教育マテリアルの第1章「IFRS第9号『金融商品』の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定」のドラフト(2012年10月18日)

IFRS財団の教育イニシアティブの一環として、IFRS財団スタッフは、評価専門家グループの支援を受けて、IFRS第13号「公正価値測定」を支援する教育マテリアルを開発している。このマテリアルは、いくつかのトピックにわたってIFRS第13号の原則の適用方法を扱う予定である。これらのトピックは、完成のつど個々の章で公表する。

IFRS財団スタッフは、この教育マテリアルの第1章のドラフトを、「IFRS第9号『金融商品』の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定」と題して公表した。

IFRS財団スタッフは、このドラフトに対するコメントは募集せず、関心のある関係者が本文書をよく理解できるようにするために公開した。このドラフトは2012年11月末までウェブサイトに掲載された。

IFRS財団は、本文書の最終版を2012年12月に公表する予定である。その内容は強制力のないものである。

## III. その他のIASB関連のプレスリリース

IASBが保険契約の提案について対象を絞った再公開を決定(2012年9月28日)

IASBは、2012年9月26日に会合を開き、保険契約の会計処理に関する提案の審議を行っ

た。本プロジェクトに関する審議は完了していないが、確実性を高めることが市場に利益をもたらすことや審議が最終段階にあることを踏まえ、IASBは、提案を再公開する必要性を検討した。IASBは、提案を再公開するが、ファイドバックを求めるのは限定的な範囲の質問に限定するという結論を下した。

再公開を決定するにあたり、IASBは、本プロジェクトにすでに費やしてきた期間の長さや、最終基準を適時に公開することの重要性など、様々な要因を検討した。しかし、IASBは、当初の公開草案以降に行われた変更の実質的内容と、提案の運用可能性を理解することの重要性を考えて、再公開が必要であると判断した。

新たな公開草案における質問は、以下の要求事項案に対象を絞ったものとなる。

1. 有配当保険の取扱い
2. 包括利益計算書における保険料の表示
3. 保険契約における未稼得利益の取扱い
4. 保険契約負債の測定に用いる割引率の変動の影響を、その他の包括利益に表示すること
5. 経過措置アプローチ

## IV. IFRS財団関連のプレスリリース

1. IFRS評議員会がアジア・オセアニアオフィスのディレクターを任命(2012年9月13日)

IFRS財団の評議員会は、竹村光広氏をIFRS財団アジア・オセアニアオフィスのオフィス・ディレクターに任命することを発表した。

竹村氏は、基準設定作業に直接携わった経験があり、IASBでテクニカル・フェローを務め、企業会計基準委員会(ASBJ)の専門研究員でもあった。また、企業監査においても豊富

な経験がある。発表時は、デロイトでパートナーを務めていた。

竹村氏は、アジア・オセアニアオフィスの運営責任者となる。IFRS 財団及び IASB がアジア・オセアニアオフィスを IASB のリサーチ及び実情調査活動を支援する地域的な調査研究拠点に発展させる手助けをすることになる。また、IASB の作業に関心があるか又は影響を受ける各国の利害関係者の最初の接点となり、アジア・オセアニア地域の利害関係者と協力して、IASB の基準設定活動への地域の貢献をさらに強化し促進できる活動を識別する任務も担っていく。

アジア・オセアニアオフィスは本年 10 月に開所し、東京に設置された。アジア・オセアニアオフィスの立地は、アジア・オセアニア地域からのメンバーを含めた評議員及び IASB 理事の全員の合意で選ばれた。

## 2. Sheila Fraser 氏、Wiseman Nkuhlu 氏及び Heidi Miller 氏を評議員に任命（2012 年 10 月 12 日）

IFRS 財団の評議員会は、Sheila Fraser 氏、Wiseman Nkuhlu 氏及び Heidi Miller 氏が評議員に任命されたことを発表した。IFRS 財団のモニタリング・ボードの承認を受け、任期は 2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日まで、3 名とも 1 度の再任が可能である。

Fraser 氏は、2001 年から 2011 年までカナダの会計検査院長官であった。現在は国際公会計基準審議会（IPSASB）の委員を務めている。

Nkuhlu 氏は、2000 年から 2005 年まで Thabo Mbeki 元南アフリカ共和国大統領の経済アドバイザーであった。現在はプレトリア大学の総長を務めている。

Miller 氏は、これまで 30 年以上にわたって金融サービス業界の企業の役員を歴任してきた。

## 3. 評議員会が IFRS に関する SEC 最終スタッフ報告書についての IFRS 財団スタッフの分析を公表（2012 年 10 月 23 日）

IFRS 財団の評議員会は、IFRS に関する米国証券取引委員会（SEC）の最終スタッフ報告書についての IFRS 財団スタッフの分析を公表した。SEC スタッフ報告書（2012 年 7 月 13 日公表）は、IFRS を米国の財務報告制度に組み込む場合の論点を分析するという SEC スタッフの約 2 年にわたる作業の成果であった。

SEC スタッフ報告書の公表直後に、評議員会は、報告書の所見について入念に検討するという公約を示した声明を発表した。このため、評議員会は、IFRS 財団のスタッフに、IASB と国際社会の両方の利益のために SEC スタッフ報告書の分析を行うよう要請した。その分析が IFRS 財団のウェブサイトに掲載された。

スタッフの詳細な分析は、国際的な会計基準としての IFRS、国際的な会計基準設定主体としての IASB、及び米国の IFRS への移行に対する課題（アドプションやエンドースメントに関する事項を含む）に関して SEC スタッフ報告書で提起された事項を扱っている。

スタッフが国際的な観点で SEC スタッフ報告書を分析するのを支援するために、IFRS 財団は、国際的な会計基準の便益と帰結に関する既存の学術研究の調査を依頼していた。この調査はスタッフ分析の付録として公表されている。

## 4. IFRS 評議員会が諮問会議のメンバーと副議長を任命（2012 年 10 月 23 日）

IFRS 財団の評議員会は、6 名の IFRS 諮問会議のメンバーの任命を発表した。新メンバーは以下の 6 名である。

1. Gavin Francis 氏（HSBC ホールディングスのグループ最高会計責任者代理）
2. Ernesto López Mozo 氏（Ferrovial S. A

の最高財務責任者)  
3. Ricardo Piña Gutierrez 氏（メキシコ国立銀行証券委員会の市場監督部門最高責任者）  
4. Ghiath Shabsigh 氏（国際通貨基金の金融資本市場局の局長補佐）  
5. Zinga Venner 氏（世界銀行の財務報告分析ユニットのマネージャー）  
6. René van Wyk 氏（南アフリカ準備銀行の銀行管理登録部門責任者）

新メンバーの任命は、Simon Bradbury 氏、Judith Downes 氏、Patrice Marteau 氏、Sylvie Matherat 氏、Kenneth Sullivan 氏及び Will Widdowson 氏の退任の後を引き継ぐものである。

また評議員会は、Patrice Marteau 氏の後任として、Christoph Hütten 氏を同会議の副議長に任命することを承認した。Hütten 氏は SAP AG の最高会計責任者であり、European Round Table of Industrialists 及び European Issuers の代表である。同氏は現在、同会議のメンバーであるが、同氏の任期は 2014 年 12 月 31 日まで延長される。

## V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議（2012 年 9 月 20 日～28 日、一部 FASB との合同会議）

- 通常会議（2012 年 10 月 15 日～19 日、一部 FASB との合同会議）

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2012 年 9 月 18 日、19 日にロンドンの IASB 本部で開催された。（詳細については、本誌 190 ページの「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）

## VI. その他の IASB 関連会議

- 2012 年 10 月 24 日 資本市場諮問委員会（CMAC）との会議（ロンドン）（詳細については、本誌 195 ページの「CMAC 会議（2012 年 10 月）出席報告」を参照いただきたい。）
- 2012 年 10 月 25 日、26 日 世界会計基準設定主体（WSS）会議（ロンドン）（詳細については、本誌 150 ページの「2012 年 世界会計基準設定主体（WSS）会議報告」を参照いただきたい。）
- 2012 年 10 月 29 日 企業会計基準委員会（ASBJ）との会議（ロンドン）（詳細については、本誌 117 ページの「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との第 16 回共同会議の概要」を参照いただきたい。）